

4 介護サービス情報の提供（P. 91～92）

平成18年4月の介護保険制度改正により「介護サービス情報の公表制度」が導入され、介護サービス事業者が自らの責任において介護サービスに関する情報を公表することになりました。このことにより、利用者がその情報を活用しながら主体的に事業者を選択することが可能となります。

また、利用者の選択を支援することにより事業者間の適正な競争を促すとともに、事業者が提供する介護サービスの質の向上につながることも期待されます。

都は、「介護サービス情報の公表制度」が、都民にとって利用しやすい仕組みとなるよう制度の定着に努めるとともに、引き続き「福祉サービスの第三者評価制度」の受審も積極的に進め、効果的に利用者の選択の支援とサービスの質の向上に努めていきます。

5 施設サービスの質の向上（P. 93）

介護保険施設に入所・入院した場合においても、可能な限り自宅における生活に近い居住環境を整えていくことが求められています。そのためには、施設の個室・ユニットケア化などの居住環境の改善や、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護（個別ケア）の実践などを通じた施設サービスの質の向上が不可欠となります。

このため都は、ユニットケアを行う人材の養成等を行っていきます。

また、本計画の策定に当たっては、国の指針により、平成26年度の介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に係る個室ユニットケア型施設の定員数の割合を50%以上（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、合わせて70%以上）とすることが都道府県の目標とされており、都では、この指針の趣旨を踏まえ、東京の地域特性に合った効果的な推進方策について、今後検討していきます。

第4章 利用しやすい介護保険制度の実現（P. 95～100）

介護保険制度は、加齢に伴って要介護状態になった人が必要なサービスを利用することにより、その人の能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、国民が相互に支え合う仕組みとして、広く理解され、定着をみえています。

平成17年の介護保険法改正では、制度全般に関して検討が加えられ、制度を将来にわたり健全かつ安定的に運営していく観点から、必要な見直しが図られました。

介護保険の保険者である区市町村は、地域の実態を踏まえて介護保険事業計画を作成し、それに基づいて介護保険制度を運営していきます。

都は、介護保険制度を都民にとってより利用しやすい仕組みとするため、保険者である区市町村の取組を支援していきます。

また、サービス基盤の脆弱な離島等の地域に対し、サービス確保に向けた支援を行っていきます。

1 要介護認定の平準化（P. 96）

介護保険サービスの利用の前提となる要介護認定は、公正かつ公平に行われる必要があります。そのためには、適正な審査判定に資するよう、認定調査に従事する調査員、主治医意見書を作成する医師、介護認定審査会の委員が、必要な知識及び技能を修得していることが不可欠です。

都は、「要介護認定平準化推進委員会」の開催等を通じて、要介護認定における審査判定事例についての専門的立場からの分析検討等を継続的に行い、認定の平準化とそれらを担う人材の育成を推進しています。

また、新たに行われる新予防給付対象者の審査判定、困難事例についての検討等、区市町村における介護認定審査会の円滑な実施に向けた支援を進めていきます。

2 低所得者特別対策（P. 97）

介護保険のサービスを利用したときは、利用者は原則としてサービスに要した費用の1割を負担します。しかし、経済的な理由により必要な介護サービスを利用できないことがないように、低所得者への一定の配慮も必要です。低所得者への利用者負担軽減制度には、法令で規定された高額介護サービス費の支援の仕組みのほか、国の制度として社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担軽減制度などがあります。

都は、これらに加え、国の「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」の仕組みを活用しつつ、公平性・利便性の観点から、軽減対象サービス及び事業主体の範囲を拡大した独自の支援を実施しています。

3 介護サービスの適正化（P. 98）

介護保険制度が施行されて6年が経過し、保険料による負担の分かち合いや、選択と契約によるサービスの利用などの新しい仕組みも、定着を見せています。

しかし一方で、提供された介護サービスが要介護者の自立支援につながっていない不適切なサービス提供が行われている事例や、介護報酬の不正請求を行う事業者が見られるなど、介護保険制度の適正かつ安定的な運営を確保する観点から、介護サービスの一層の適正化を図る取組が重要となっています。

都は、これまでも要介護高齢者の自立支援につながる適正なケアプランの普及をはじめ、介護保険法に基づく事業者への指導検査などによって、制度の適正な運営、サービスの質の確保及び利用者の権利・利益の保護を図るとともに、重大な不正や権利侵害に対しては、迅速かつ厳正に対処してきました。

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者指定の更新性の導入や、勧告、命令等の権限の創設など、事業者に対する規制の強化が図られるとともに、区市町村が都と同様に事業者に対する立入調査権限を持つこととなります。

都は、こうした新たな役割を担う区市町村への技術的支援を図るとともに、区市町村や介護報酬の審査支払機関である東京都国民健康保険団体連合会と協力・連携し、事業者への指導監督の強化など、不正防止と介護サービスの適正化に向けた取組を進めていきます。

4 保険者機能の強化への支援（P. 100）

介護保険制度では、地域住民に最も身近な行政主体である区市町村が「保険者」として制度の運営主体となり、保険料の賦課・徴収をはじめ、要介護認定の実施、介護給付費の支給などの様々な役割を担っています。平成18年4月の介護保険制度改正により、区市町村の保険者としての機能を強化する観点から、地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督が区市町村の業務となります。

都は、今後、区市町村が保険者としての機能をより効果的に果たしていけるよう、地域密着型サービスの事業者指定や指導監督などに関する技術的支援を行っていきます。

5 離島等への支援（P. 100）

離島や山間地域では、効率性や採算性の問題などから、都市部に比べて介護サービス事業者の参入が進みにくい現状があります。また、これらの地域では、都市部と比較して、より高齢化が進んでおり、負担と給付の両面で都市部との間に格差が生じています。

都は、これらの地域におけるサービス確保に向けた方策や、効率的な保険運営に向けた財政等の広域化の検討を行うなど、地域の特性に応じた介護サービスの提供を促進するとともに、介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に取り組んでいきます。

第5章 多様な社会参加の促進（P. 101～112）

高齢者が、これまでの人生の中で蓄積してきた豊かな知識、技術、経験などを十分に活かし、就労・起業をしたり、地域や社会の諸活動に積極的に参加していくことは、高齢者自身の生きがいの増進や介護予防・健康維持につながるばかりでなく、今後の少子高齢社会における社会の諸活動や地域の重要な担い手として、東京の活力を維持していくことにつながるなど、大変に有意義なことです。

加えて、「団塊の世代」が定年退職期を迎え始めるなか、これからの高齢者は、従来の地域的な人付き合いにとどまらず、共通の趣味や関心をきっかけにして地域を越えてつながりを広げていくなど、ライフスタイルやニーズが一層多様化していくことが見込まれます。

都は、全国に比べて外出率が高く活動的な東京の高齢者の、それぞれの価値観や能力に応じた多様な社会参加について、情報提供やきっかけづくりなどの支援を通じ、積極的に推進していきます。

1 就労・起業の支援（P. 102～104）

退職期を迎えた高齢者が、これまでの人生の中で蓄積してきた知識、技術、経験などを活かして就労や起業をすることは、高齢期の所得保障、高齢者自身の生きがいの獲得とあわせ、次の世代への知識や技術の継承、さらには社会の活力の維持・向上の観点からも大変に有意義なことです。

都は、高齢者の多様なニーズに対応し、就労を希望する高齢者への職業紹介や、起業を志す高齢者への創業の場の提供などに取り組んでいきます。

2 社会活動への参加の支援（P. 105～108）

高齢者の社会活動への参加に当たっては、既存のボランティア団体、NPO法人、老人クラブなどの活動に参加する機会が確保されていることとともに、高齢者自らが仲間